

## 相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例の改正(案)の概要について

### 1 改正の趣旨

相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例(昭和62年相模原市条例第22号。以下「ホテル条例」という。)は、青少年の健全な育成と快適で良好な生活環境の実現に資することを目的として制定したのですが、平成30年6月に旅館業法の一部を改正する法律(平成29年法律第84号)が施行されたことや、制定から30年以上が経過し、ホテル等(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業の用に供する施設をいう。以下同じ。)を取り巻く状況が変化してきていることを受け、時代に即した基準とするため、改正を行うものです。

### 2 主な改正の内容

#### (1) ホテル等の基準に係る規定の改正

##### ア 玄関の構造

道路やこれに類する空地などから玄関の内部を見通すことができる構造とすることを原則とし、山間部など敷地の形態や周辺の地形等によってこれにより難しい場合で、ホテル条例の目的に反するおそれがないと市長が認めた場合には、この基準によらないことができることとするもの

##### イ フロント又は帳場

フロント又は帳場を義務付ける基準を緩和し、旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)で定める基準を満たす設備をフロント又は帳場に代替する機能を有する設備として認めることとするもの

##### ウ 食堂、会議室等

食堂、会議室等の設置を義務付ける基準を廃止するもの

##### エ 樹木の高さ

道路に面する樹木について、低木とすることを原則とし、樹種や配置によって玄関や駐車場等の見通しを妨げるおそれがないと市長が認めた場合には、中木及び高木を認めることとするもの

##### オ 屋外広告物に使用する照明等

屋外広告物に使用する照明、電光表示装置等に係る基準を追加するもの

##### カ ホテル等の基準の適用除外

相模原市ホテル等建築審議会の同意を得た上で条例の目的に反するおそれがないと市長が認めた場合には、ホテル等の基準(以下「基準」という。)を適用しないことができることとするもの

(2) 計画の変更に係る規定の追加

ホテル等の建築に係る市長の承認を得た日から建築工事を完了する日までの間において、計画の変更をしようとする場合に市長の承認を得なければならないこととするもの

(3) 規制の実効性の確保

ア 工事完了時の市長への完了届の提出を義務化し、市長が工事完了時に検査することとするもの

イ 建築後に基準に適合しない構造等へ変更された場合の措置について、原状回復その他必要な措置を命ずることができることとするもの。また、勧告及び命令を受けた者は、これに基づき講じた措置について、市長に報告することとするもの

なお、この命令に違反した際には、罰則が科せられます。

ウ ホテル等の所有者等は、市長の承認を得て建築したホテル等が、基準に適合するよう維持管理しなければならないこととするもの

(4) ホテル条例施行前に建築されたホテル等に対する規制の追加

ホテル条例の施行前に建築されたホテル等について、ホテル条例に規定する建築に当たらない増築、改築等を行う際には、基準に適合することとなるよう努めることとするもの

3 今後のスケジュール

令和元年 9月17日から	パブリックコメント(意見募集)の実施
10月16日まで	
11月	市議会12月定例会議に改正条例案を提出
令和2年 4月 1日	改正条例の施行

4 その他関係条例について

附属機関の設置に関する条例(昭和37年相模原市条例第17号)について、相模原市ホテル等建築審議会の設置目的にホテル等の建築の適正化に関し必要な事項に係る調査審議を追加するための改正をするものです。